くらしの情報　みしま

２０１３年5月
No.100

それは架空投資詐欺では！？

主に高齢者などの自宅に「パンフレット（または封筒）が届いていないか。あれば買い取る。」と電話があり、後日実際に届くことがあります。
これは怪しい詐欺的投資の勧誘かもしれません。

●　実在する業者を「名乗る」または「利用」する

実在する大企業を名乗ったり、封筒やパンフに実在する有名企業の名前が印刷されていることがあります。「社名」で信用することは危険です。

●　「金融庁に届出を出している」と説明し信用させる

金融庁に「いわゆるプロ投資家を相手にする業務」として届出を出していると説明し、リストを見せて安心させます。しかし実際に届出がされていても、金融庁が届出者（業者）の信頼性を保証しているものではありません。

●　出資金の支払方法や支払先の巧妙化

社員が出資金を取りに来る場合や「書類」「書籍」の名目で郵便や宅配業者等を使って配達するよう指示されることがあります。また支払先や配達先が「個人名」の場合があります。
証拠となるもの（領収書）等が渡されず、「支払った」証拠が残りません。

●　クーリング・オフが主張できる場合があります

契約書面交付日から８日以内であればクーリング・オフができる場合があります。出資金を支払った場合、
返金を求めることは可能ですが、
実際は、代金を支払ってしまうと、被害の回復はほぼ不可能です。
さらに狙われる可能性があります。（いわゆるカモリストに載るだけです。）

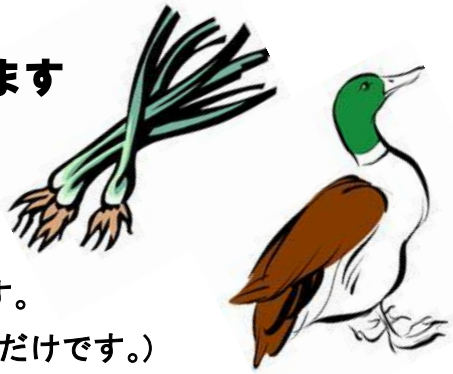

●　時代を読むのが上手い！投資対象は変化しています

投資対象は対ミャンマーやダイヤモンド、ウナギの養殖をはじめ、
他県では、某地域の土地区画整理事業を装った悪質な投資勧誘が報告されています。

【相談事例から】

最近「土地や山林などの物件が高く売れる」
という案内が届いたので連絡したところ、担当者が来訪し、
説明を受けた。　売却するために、土地の測量や新聞・Web
サイトに広告を掲載する費用が必要だと言われ契約したが、
高額なのでやめたい。

広告を出しても、必ず「高額」で「売れる」とは限りません。

広告であれば「媒体・期間・掲載に間違いはないか」「効果が見込まれるのか」などが、また、売却や開発への出資などは「本当に需要があるのか」「開発計画などがあるのか」、熟考し、家族や周囲の方に相談しましょう。別荘を購入した方にも、同じような案内が届いています。不審に思ったら市民相談室までご相談ください。

下着が「3 枚セットで 1 万円だが、1 枚はプレゼント」だという新聞広告を見て、電話で問い合わせた。「サイズがあわない場合は解約可能」と言われた。4 枚で 1 万円ならお得と思い注文した。
後日着払いで届き、試着したところ、小さかったので返品した。
ところが、試着した 1 枚は買取になり、さらに返金は 5000 円だけだという。返金額が少なすぎる。

通信販売は、返品特約に従います。必ず事前に確認しましょう。

通信販売では、試着であっても一度着用した商品や開封後の商品の返品解約は不可能な場合や、可能な場合であっても、商品に問題が無ければ、送料や事務手数料は購入者側負担となるのがほとんどです。　相談事例のように、結果的に、お得感を感じられない買い物になってしまう場合があります。
事前に解約条件を必ず確認しておきましょう。　また「解約しようと電話したが、コールセンターに繋がらない」という相談もあります。この場合、根気よく電話するしかありません。

ユニット洗面台に亀裂が生じ、破損!

（国民生活センターの情報から）

事例①
ユニット洗面台の扉に取り付けられている三面鏡を
支えるプラスチックが破損し、鏡が落ちそうだ。
鏡の後ろの物入れには歯磨き粉などを入れているだけだ。
材質が不適切なのではないか。

事例②
洗剤不要をうたった‘掃除用品　‘を洗面化粧台の
ミラーキャビネット（プラスチック製）に置いていたら、
洗面台にヒビが入った。この‘掃除用品‘に問題があるのではないか？

これは「ソルベントクラック（ケミカルクラック）現象」と思われます。
プラスチックは、付着する可能性のある化粧品や洗剤などの溶剤でソルベントクラック（溶剤亀裂）を生じて脆（もろ）くなります。
そして扉の開け閉めの際の衝撃（外力）や何らかの応力などによって段階的に亀裂が成長し、破損に至ります。

取扱説明書や洗面台本体に『化粧品、整髪料、芳香剤、洗剤などが付着した場合は、すぐにふき取ってください。化粧品や洗剤の中にプラスチックに悪影響を与えるものもあります。放置するとヒビ割れや変形が発生して部材が破損・落下し、ケガをするおそれがあります』等の説明があるか確認しましょう。

製品事故があっても「説明がある」として、使用者の使用方法を指摘されるだけでなく、製品自体の欠陥でなければ有償修理となったり、一体製品型の場合は部分交換が不可能です。
使用方法を守り、ヒビが入らないよう事前に予防しましょう。

フッ素樹脂、シリコーン樹脂等を含む衣類用スプレー製品の安全性　ー防水効果をうたっていない商品についてー（国民生活センターの発表より）

「室内で子ども用のバスタオルにUVをカットするという衣類用のコーティングスプレーを缶の半分程度使用したところ、肺障害等を発症し、入院した。」という事故が発生しました。

消費者へのアドバイス

- 汗ジミ防止や静電気防止などをうたった衣類用スプレー製品についても、防水スプレーと同じように<u>フッ素樹脂、シリコーン樹脂といった呼吸器系の中毒事故の原因となる成分</u>が配合されているものがあり、使用には注意が必要です。
  使用前に成分を確認しましょう。
- フッ素樹脂、シリコーン樹脂等を含む衣類用スプレー製品を使用する場合には、吸い込まないように注意しましょう。
- 特に乳幼児には使用させず、乳幼児の近くでは使用しないようにしましょう。

国民生活センター　見守り新鮮情報　メールマガジンに登録しよう！
（高齢者・障がい者・子どものトラブル防止）

国民生活センターでは、消費者被害から高齢者・障がい者、子どもを守る最新情報メールマガジン「見守り新鮮情報」「子どもサポート情報」を配信しています。「今、どんな手口で勧誘が行われているのか」「どんな製品事故が発生したのか」等をお知らせします。ぜひ御利用ください。

国民生活センター　見守り新鮮情報サイト
http://www.kokusen.go.jp/mimamori/index.html

発行・お問合せ＊ 三島市市民相談室　ＴＥＬ９８３－２６２１